

広報いとだ

ITODA

令和6年
(2024年)

7 No.769
月号



pick up

- まちのトピックス 2~3
- 令和5年度の最終予算について 5
- 同和問題啓発強調月間 6~7
- 国民健康保険からのお知らせ 8~9
- プレミアム地域商品券のお知らせ ... 22



5月25日 青空の下で
● 中学校体育会 ●



天候に恵まれた晴天の中、中学校で体育会が開催されました。

今年は「戮力協心 ～ We can do it 新しい風～」をスローガンに掲げ、赤・青・黄のブロックに分かれ大熱戦の競技を繰り広げました。

また、3年生の表現としておこなわれたソーラン節では、真剣なまなざしで一糸乱れぬ動きを披露。保護者や地域の人たちに感動を与える体育会でした。



6月2日 安心・安全な未来へ

● 福岡県総合防災訓練 ●

田川中央公園で風水害（1時間に130mm）と地震（マグニチュード6.9）を想定した総合防災訓練が開催され、糸田町消防団からは13人が参加しました。



風水害を想定した訓練では、改良積み土のう工法の実践や、自衛隊と協力し土砂や倒木で埋もれた車からの救出を実施。地震を想定した訓練では地震によって発生した大規模火災に向け一斉放水を実施しました。



5月15日 育てよう！一人ひとりを認め合う心
● 小学校で「人権の花」ひまわりの種蒔き ●

小学校で「人権の花運動」の一環として、ひまわりの種蒔きがおこなわれました。参加したのは3年生（63人）の児童で、ひまわりを育てる意味などの説明を受けた後、花壇に種を蒔きました。今後は自分たちで水やりなどの世話をして大きな花を咲かせたのち、秋に収穫した種を風船で飛ばす予定です。

福岡県では、ひまわりが太陽に向かって成長していくところが、子どもたちの心身の成長の姿と合致するなどの理由から、人権の花として指定されています。花の成長とともに、人権に対する心もすくすくと育てて欲しいですね。



5月19日 柑橘を通して繋がる・広がる地域の輪
● レモンの鉢植えワークショップ ●



糸田町庭先かんきつプロジェクトの第1弾「レモンの鉢植えワークショップ」が、多目的施設いとよきたでおこなわれました。

当日は町内から8人が参加し、会話を楽しみながら持参した鉢にレモンの苗木を植え付けました。今後も定期的に集まり、育て方を学びながらレモンの成長を報告し合う予定です。

「糸田町庭先かんきつプロジェクト」とは、町内の使われていない柑橘を使って町の活性化を図る、本年度からの新たな取り組みです。発起人は地域おこし協力隊の松木さん。特産品づくりやイベントの実施、新たな柑橘果樹の栽培などを計画しています。



令和5年度住民税「均等割のみ課税」世帯に対する
物価高騰対応重点支援給付金（1世帯10万円）
の確認書を発送しました 問合せ 健康福祉課 ☎26-1241

基準日 令和5年12月1日世帯基準

対象世帯 令和5年度住民税
「均等割のみ課税」世帯

支給額 1世帯10万円

確認書提出期限 令和6年8月30日（金）

※必ず確認書を記入の上、返送してください。

本町の支給対象者について抽出作業をおこないますが、
一部の世帯では抽出されない場合があります（※1）。

（※1）抽出されない場合の例

▶ 令和5年1月2日以降に他市町村から本町に転入した世帯（特に2回以上転出入された人を含む世帯）

▶ 令和5年度住民税未申告者を含む世帯

<対象世帯で確認書が届いていない場合は問合せください>

令和5年度の最終予算についてお知らせします

一般会計予算 68 億 4 千 5 百万円
(818,290 円) ()内は令和 5 年度一人あたりの予算額
【令和 6 年 3 月末現在 人口 8,365 人】

みんなのふるさと糸田町

問合せ 総務課 財政係
☎ 26 - 1231

収 入

町 税 (町民税、固定資産税など)	地方交付税 (国税として納められた後、町の財政状況などに応じて国から交付されるお金)
5 億 3 千万円 (63,359 円)	25 億 1 千万円 (300,060 円)
7.7%	36.7%
国庫支出金 (国から交付される補助金など)	県支出金 (県から交付される補助金など)
11 億 1 千 9 百万円 (133,772 円)	4 億 6 百万円 (48,536 円)
16.3%	5.9%
町 債 (事業などをおこなうために借りる町の借金)	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元利収入、前年度繰越金など)
6 億 8 千 1 百万円 (81,411 円)	15 億 9 千 9 百万円 (191,154 円)
10.0%	23.4%

地方債現在高の状況 《令和 5 年度末》

区 分	金 額
普通会計債	67 億 9 千 4 百万円
公営企業債	1 億 3 千 1 百万円
計	69 億 2 千 5 百万円 (827,854 円)

町 税 の 状 況 《令和 5 年度最終予算》

税 目	予 算 額	比率
町 民 税	2 億 6 千 9 百万円	50.7%
固定資産税	2 億 1 千 6 百万円	40.8%
軽自動車税	3 千 万円	5.7%
町たばこ税	1 千 5 百万円	2.8%
計	5 億 3 千 万円 (63,359 円)	100%

支 出

総 務 費 (戸籍、庁舎管理、財政、選挙などの経費)	民 生 費 (老人・障害者福祉、保育所などの経費)
7 億 4 千 3 百万円 (88,823 円)	24 億 4 百万円 (287,388 円)
10.9%	35.1%
衛 生 費 (ゴミ・し尿処理、町民の健康管理などの経費)	農林商工費 (農業・観光などの経費)
13 億 9 千 9 百万円 (167,245 円)	2 億 9 千 2 百万円 (34,907 円)
20.4%	4.3%
土 木 費 (道路、町営住宅の整備などの経費)	教 育 費 (小・中学校、社会教育などの経費)
6 億 5 千 6 百万円 (78,422 円)	3 億 7 千 5 百万円 (44,830 円)
9.6%	5.5%
公 債 費 (町債の返済などの経費)	そ の 他 (議会、労働、消防などの経費)
5 億 5 千 3 百万円 (66,109 円)	4 億 2 千 3 百万円 (50,568 円)
8.1%	6.1%

企業会計の状況 《令和 5 年度最終予算》

	町立病院事業会計
収益的収入	7 億 6 千 4 百万円
収益的支出	7 億 8 千 3 百万円
差 引	△ 1 千 9 百万円
資本的収入	4 億 4 百万円
資本的支出	1 億 4 千 1 百万円
差 引	2 億 6 千 3 百万円

カラスに注意! ~ごみ出しを工夫しましょう~

ごみの出し方やカラス被害による相談が、多く寄せられています。
ごみの散乱は、個人情報の流出につながる恐れもあり、大変危険です。
カラスがごみを荒らさないために、ごみの出し方を工夫していただくをお願いします。



生ごみを減らしましょう

必要以上の買い物を控え、料理を
食べ残さないようにしましょう。
また、生ごみをたい肥化すること
も大きく役立ちます。



生ごみが見えないようにしましょう

カラスは優れた視覚をもっており、目でエサを見分けています。生ごみはよく水切りし、外から見えないように新聞や紙袋に包んで、ごみ袋の中央に入れ、ごみ袋の口をしっかりと結びましょう。

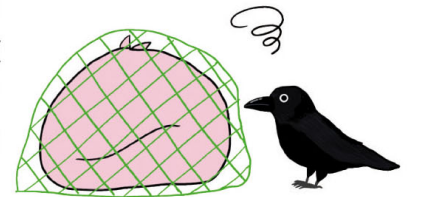
ゴミ出しのルールを守りましょう

収集日の前日や、夜間にごみを出すと長時間ごみが置かれることとなり、カラスにエサを探す時間を与えることになります。ごみは正しく分別し、収集日当日に出しましょう。



カラス除けネット・フタ付のごみ箱でごみを覆いましょう

カラス除けネットはホームセンターなどで購入可能です。ごみ袋全体を包み込むようにして覆い、隙間を作らないようにしましょう。ごみ箱を使用する場合は、フタをしっかりと閉めましょう。



生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機設置補助金

申込み先着順で、生ごみ処理容器などの購入費の一部を補助しています。
※予算上限あり



問合せ 税務町民課 衛生係 ☎ 26 - 1235

ほけっそうすけ 法華津颯介くん ごみを拾い続ける 6 歳の男の子



法華津颯介くんは、令和 4 年 10 月頃からほぼ毎週ごみを拾い続けています。しかし、どんなにごみを拾っても道に落ちているごみがなくならないのが現状です。それでも、颯介くんはごみを捨てることをやめてほしいという思いから拾い続けています。

以前テレビ取材を受けた颯介くんは「ほくが 100 歳になるまでごみ拾いを続けたい」と語りました。

YouTube チャンネル「そう君とゴミ拾いチャンネル」で日々のごみ拾い活動の風景を投稿しています。

<https://www.youtube.com/@user-gm3pz9oh4f/featured>



差別は今でも
あるんですか？

差別はまだなくなっていない。インターネットやSNSを悪用して、差別を助長する表現やデマ、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みなど、差別は形を変え、ますます巧妙で陰湿になっており、いまだ差別は後を絶ちません。

そっとしておけばなくなる
のではないですか？

「そっとしておけば、差別は自然になくなるだろう」という考え方は果たしてそうでしょうか？正しいことを学んでおかないと、知らないうちに誤った考え方や偏見が生まれ、結果的に差別を助長することにつながります。

一部の人たちの
問題では？

「自分には関係ないことだ」と無関心でいると、無意識に誰かを傷つける可能性があるだけでなく、差別を容認し、同和問題の解決を遅らせることにつながります。

結果的に

同和問題を解決するためには、正しく知り、一人ひとりが差別をなくすために考え、行動することが大切です!!

「差別はすべて人によって作られたもの」ならば、人によってなくすこともできるはず。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するためには「わたしには関係ない」「難しいことだし分らない」と放置するのではなく、一人ひとりが少しずつ関心を持ち、正しい知識を学ぶことが重要です。一人ひとりが関心をもって家庭や近所で話すことで、周りにつながり、大きな力で社会から差別をなくしていきましょう。

「差別をしない！させない！許さない！」という意識を一人ひとりが持って行動し、社会に残る様々な差別や不合理な偏見を解消していきましょう。

人権推進課からのお知らせ

情報発信の一環として、広報誌での連載コラム「ひまわりの種」のほか、役場住民センター入口付近で「人権コーナー」を設置し毎月更新しています。役場に来庁した際は、ぜひご覧ください。

糸田町人権推進課／糸田町人権・同和教育推進協議会

人権相談窓口

ふくおか人権 ホットライン

※弁護士による無料電話法律相談
☎092-724-2644
(毎月第4金曜日
午後3時～午後6時)

みんなの人権110番

☎0570-003-110
(平日
午前8時30分～午後5時15分)

子どもの人権110番

☎0120-007-110
(平日
午前8時30分～午後5時15分)

女性の人権ホットライン

DV、セクハラ、ストーカーなど、
女性の人権問題について
☎0570-070-810
(平日
午前8時30分～午後5時15分)

法務省人権相談窓口



外国語での人権相談 ダイヤル(10言語対応)

☎0570-090-911
(平日 午前9時～午後5時)

差別のない明るいまちづくりを 7月「同和問題啓発 強調月間」です

問合せ 人権推進課 ☎26-4024

この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、誰もがみんな人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」を持っています。人権は、お互いの立場を認め合い、権利や自由を尊重しあうことで成り立っています。

しかし、私たちの身の回りには多くの人権問題が発生しています。その中の一つが「同和問題」です。

福岡県では、同和問題の早期解決を目指し、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。

期間中は県内すべての市町村で、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動が実施されています。

同和問題とは

日本における歴史の中で形づけられた身分制度により、一部の人は長い間、住む場所、職業、結婚、交際、生活のあらゆる面で厳しい制限を受け、差別されてきました。

同和問題は「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題を指し、現在も残っている重要な問題です。

期間中の取り組み

啓発タオルの配布、のぼり旗の設置など様々な啓発活動に取り組みます。

■糸田町の児童・生徒たちの人権作品を展示

小・中学校、町立保育所の生徒・児童たちが制作した人権ポスターは、8月末まで町内各施設で展示を予定しています。子どもたちの作品を鑑賞しながら、人権について考えていきましょう。

今年度の「同和問題講演会」の案内について

講師 おがわ せつ
小川 節さん

演題 「よかれと思ってしたことなのに」
～ハンセン病をめぐる問題から
人権尊重を考える～

日時 7月11日(木) 入場無料
午後6時30分 開演 (午後6時 開場)

場所 糸田アリーナ

国保のお役立ち情報

CHECK 1



入院など病院代が気になる人へ
「**限度額認定証**」の申請は
済んでいますか？

「限度額認定証」とは、世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するもの。保険証と一緒に病院へ提示すれば、入院や手術でいくら高額な医療費がかかっても、上限額までしか請求されないで窓口負担が抑えられます。

発行対象は下記参照。保険証が認定証を兼ねる世帯もあるので、事前に問合せください。

発行対象

- ① 70歳未満
 - ② 70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱ
 - ③ 70歳以上で低所得Ⅰ・Ⅱ
- ①～③の条件に該当して、かつ完納世帯であること

必要書類

- 保険証
- 別世帯の人が来る場合は委任状

※マイナ保険証を利用すれば、限度額認定証の事前申請は不要です。

CHECK 2



毎月の病院代が高い人へ
高額療養費の払い戻しは
利用していますか？

高額療養費とは、1か月にかかった病院代が限度額を超えたときに払い戻しを受けられる制度です。限度額は年齢や世帯ごとに異なるので事前に問合せください。なお、払い戻しが決定しても滞納があれば保険税に充ててもらいます。

【払い戻しの案内通知を2か月ごとに郵送中】

5,000円以上の支給見込み世帯には、2か月ごとに案内を郵送しています（必ず払い戻しを受けられるわけではありません）。なお、通知が届かなくても対象になる場合があるので、毎月自分で領収書を確認してください。申請に必要な書類は下記参照。

必要書類

- 保険証
- 病院の領収書
- 世帯主名義の通帳

申請期限

- 診療月から2年間

保険証は正しく使いましょう！！

- ◆ 新しい健康保険に加入したら速やかに国保の喪失手続きをし、保険証は返却してください。
- ◆ 国保喪失後は、必ず現在かかっている医療機関や薬局などに新しい保険証を提示し、保険証が変更になったことを伝えてください。

※本町の国保喪失後に国保の保険証で医療機関などを受診した場合には、町が医療機関に支払った金額を世帯主から返還していただき、その後、受診時に加入していた健康保険組合などに世帯主本人が請求する流れになります。

令和6年度国保の〆〆をチェック

国民健康保険

問合せ 健康福祉課 ☎26-1241

保険証の更新 その1

- 7月中に世帯へ書留郵送
- 新しい保険証は8月から使えます

国保加入者分の保険証が一人1枚ずつそろっているか、住所・氏名・生年月日など内容を確認してください。誤りがあった場合は連絡をお願いします。また、ジェネリックシールを付けたケースを同封するので、保険証を入れて利用してください。

有効期限を過ぎた保険証は役場に返却するか、自分で破棄するなど適正に処分をお願いします。なお、新保険証は身分証明にもなるので紛失しないよう取扱いに十分注意しましょう。

保険証の更新や 限度額について



保険証の裏には 臓器提供意思表示欄

記入は任意。記入したら台紙付属の保護シールを上から貼ってください。

【保険証有効期限】



令和7年

7月31日(木)まで

- 70歳になる人は誕生月末まで
- 75歳になる人は誕生日前日まで
- 未納がある世帯は下記 その3 参照

今年12月2日(月)から現行の健康保険証とマイナンバーカードが一体化されますが、現行の健康保険証は有効期限まで使用できます。有効期限が切れるまで廃棄せずお持ちください。

なお、12月2日以降は、現行の健康保険証は発行(再発行)できなくなり、必要な場合は「資格確認書」を発行します。

その他の詳細な情報については決まり次第お知らせします。

保険証の更新 その2

- 7月中は郵便局
- 8月以降は健康福祉課へ

書留で郵送するため、郵便配達時に不在で受け取れなかった場合、保険証は郵便局で一時的に保管されます。投函された「郵便物お預かりのお知らせ」の連絡先に問合せください。8月以降は健康福祉課に連絡してください。窓口で受け取る際は、本人確認のため免許証などの身分証明書が必要です。代理人の場合は委任状も用意してください。

保険証の更新 その3

- 分割納付中・滞納がある世帯は短期証

期限の短い短期保険証を郵送します。対象は5月末時点で滞納がある世帯です。

完納していなくても18歳未満の子どもがいる世帯は健康福祉課窓口に来てください。子ども分の有効期限を令和7年1月末に更新します。

短期保険証が交付された後に完納したときは、短期保険証と納付確認のための領収書を健康福祉課窓口を持参してください。

マイナンバーカード 申請・交付臨時窓口の開設 (要予約)

マイナンバーカードの申請・交付臨時窓口を、予約制で開設します。まだマイナンバーカードの申請をしていない人や、役場開庁時間内に受け取りに來れない人は、ぜひ利用ください。この窓口はマイナンバーカードの申請・受け取り専用です。他の業務には対応しません。

8月の開設日時は次号の広報誌でお知らせします。

◆マイナンバーカード申請・交付臨時窓口開設日時
(要予約)

日 時	申請	交付
7月16日(火)	○	○
午後5時15分～ 午後7時		

※完全予約制となります。希望する人は、7月11日(木)までに電話予約が必要です。

◆開設場所 税務市民課 戸籍係窓口

◆申込み・問合せ
税務市民課 戸籍係
☎26-1235



補聴器無料相談会

補聴器販売店が無料相談会をおこないます。

令和6年度介護保険料額 決定通知書を送付します (65歳以上の人のみ)



市町村民税や世帯の状況などによって決定した令和6年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。

3年毎の見直しにより、今年度から介護保険料が変更になっています。変更後の所得段階別の介護保険料は、広域連合のホームページなどを参照ください。特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

皆さんから納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。また、納付書、口座振替などで納めている人は8月から来年3月まで納めます。なお、今年度中に65歳になつた人、広域連合外の市町村から

献血に協力をお願いします

◆日時
7月12日(金)・8月9日(金)・9月13日(金)
※すべて午前11時～正午



◆場所 住民センター (役場併設)
◆問合せ 健康福祉課
☎26-1241

◆日時
7月23日(火)

午前10時～午前11時30分
午後0時30分～午後4時

◆場所 住民センター (役場併設)

◆献血の基準 400 ml



◆年齢
男性：満17歳～満69歳
女性：満18歳～満69歳
体重 男女共に50 kg以上

◆献血間隔

男性：12週間以上
女性：16週間以上

※65歳以上の人は、60歳以降に献血経験がある人のみ。

※3日以内に出血を伴う歯科治療や、病氣治療中で注射や服薬している人は献血ができません。

◆新型コロナウイルス関連との関係

◆フクチン接種後：48時間

◆感染者：症状消失後2週間

◆主催

◆糸田町

介護保険負担限度額 認定証の更新について



介護保険施設を利用する際の食事と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期間は、令和6年7月31日(水)までです。引き続き施設利用が必要な場合は、更新申請をおこなってください。

◆対象者

①生活保護の受給者
②本人・配偶者・世帯員全員が非課税で、預貯金などの合計額が基準額以下の人

◆申請期限 7月31日(水)まで

◆申請に必要なもの
申請書、同意書およびすべての通帳などの写し

※配偶者がいる場合は配偶者の同意書およびすべての通帳などの写し

◆提出先 健康福祉課

◆問合せ 健康福祉課

◆健康福祉課
☎26-1241

◆福岡県介護保険広域連合
田川・桂川支部
☎49-11093

夏休みの自由研究にもピッタリ！実験にちなんだ科学的な本も紹介しますよ♪

◆日時

7月21日(日)

午後2時～午後3時30分
(受付 午後1時30分～)

◆場所 町民会館 2階
ABC研修室

◆対象 小学生

※3年生以下は保護者同伴。
※未就学児は保護者同伴であれば参加可能。

◆定員 30人

◆申込期限 7月12日(金)まで

◆応募方法

◆インターネットから申込み
https://form.run/
@rikadoku-itoda-2024

◆保育所、小学校、図書館などで配布の申込用紙を図書館に持ってきてください。

◆申込み・問合せ
図書館 ☎26-0038

図書館からのお知らせ

スマートフォンに利用者カード番号のバーコードを表示し、利用者のカードの代わりとして使えるようになりました。

※スマホ版ホームページのみの機能です。

◆利用方法

①図書館で利用者カードの交付を受けます。



防災係 もしものときに備えて Vol.94 災害時の熱中症対策



これから暑くなる時期は、平時でも熱中症に注意が必要です。

災害により、停電が発生した場合は、エアコンや扇風機などの電化製品が使用できなくなります。

熱中症は、めまい、吐き気や頭痛などの症状があり、重症化すると命にかかわる場合もあります。

今月は、災害時の熱中症対策の話です。

1. 水分を補給する

災害時はトイレに行くことを控えるなど水分をとる量が減りがちですが気温が高くなると脱水症状になりやすいため、意識してこまめに水分をとるようにしましょう。特に高齢者は脱水に気づきにくく、影響を受けやすくなります。高齢者の場合、脱水は尿路感染症や心筋梗塞などの原因にもなるので、しっかり水分をとるようにしましょう。



2. 塩分をほどよく取ろう！

ライフラインの停止などで電気の使用が制限されると、避難所や自宅で快適な室温



を保つことが難しくなります。避難をして室内にいる時や復旧作業など、汗をかきやすい状況では水分だけでなく塩分も補給することが大切です。

3. 体を涼しく保つ(冷却グッズを身につけよう)

快適な室温を保つことが難しくなる状況では、電気を使わずに体を涼しく保つことが大切になります。

肌から水分が蒸発する時に熱を奪う気化熱を利用してネッククーラーと扇風機(携帯型)・うちわなどを組み合わせると体を涼しく保つこともできますし、冷却グッズを使うのもよいでしょう。衣服は通気性・速乾性にすぐれた素材のものがおすすめです。

災害時に備え、日頃から十分な備蓄をしておく必要がありますが、熱中症対策グッズとしては水分・塩分を補給するもの、体を涼しく保つもの、自分の今いる環境を知るものを準備しましょう。

災害時の対応については「糸田町の防災ガイドブック」を参考にしてください。

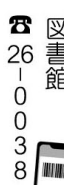
◆問合せ 防災管財課 ☎26-1232

②パスワードの登録をしていない人は、図書館のホームページからパスワードの登録をおこないます。

③図書館のホームページ「ログイン」ボタンからログインします。

④利用者バーコードが表示されます。

⑤カウンターでこの画面を提示すればOKです。



◆問合せ 図書館
☎26-0038

コミュニティ助成事業 について

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報活動として、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るため、各種助成事業をおこなっています。

◆主な助成事業

①一般コミュニティ助成事業

②コミュニティセンター助成事業

③青少年健全育成助成事業

◆助成対象

①コミュニティ活動に直接必要な設備整備

②コミュニティセンター・自治会集会所などの建設整備

③スポーツ・レク活動や文化・学習活動など、主に親子で参加するソフト事業の実施

◆助成金額

①100万円～250万円

②対象事業費の3/5以内(上限1500万円)

③30万円～100万円

◆申請方法

例年、8月下旬頃に翌年度の事業申請をおこないます。申請できるのは、各種助成事業の要件を満たすコミュニティ団体です。申請多数の場合、抽選により順位をつけて申請します。

◆注意事項

助成対象となる事業およびコミュニティ団体には一定の要件があります。

※対象団体であるかの確認については、事前に役場へ相談ください。

申請した事業者に対する助成の採択は、センターが決定します。

※申請すれば必ず助成されるものではありません。

※同事業が毎年募集されるとは限りません。

◆申請時期 決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

◆問合せ 地域振興課
☎26-4025

◆一般財団法人自治総合センター
URL http://www.jichin-sogo.jp/lottery



宝くじ 街に元気を。あなたに夢を。



自衛隊からのお知らせ

【第2回一般書候補生】

- 試験日 筆記試験・適性検査 9月21日(土)～22日(日) ※内1日
- 資格 日本国籍を有する 18歳以上32歳までの人
- 受付期限 9月3日(火)まで

【第3回自衛官候補生】

- 試験日 筆記試験・適性検査 9月21日(土)～22日(日) ※内1日
- 口述試験・身体検査 9月29日(日)～10月3日(木) ※内1日
- 資格 日本国籍を有する 18歳以上32歳までの人
- 受付期限 9月3日(火)まで

※試験に関する詳細は、問合せください。

【自衛官等募集説明会案内】

- 自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を随時開催しています。都合に合わせて、個別説明や出張も可能です。詳しくは問合せください。
- 問合せ 自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所 ☎0948-22-4847

こども支援オフィス 無料巡回相談会

相談員が子育て、家族の悩みなどの困りごとを聞き、解決に向けて一緒に考え、必要な支援・手続きに繋ぐなどの相談支援をおこないます。一人で悩まずに、気軽に相談ください。 ※要予約のため、事前に連絡ください。



- 日時(毎月第3金曜日) 7月19日(金)・8月16日(金) 午前10時30分～正午 午後1時～午後2時30分
- 場所 住民センター (役場併設) 2階 第4研修室
- 申込み・問合せ 福岡県自立相談支援事務所 ☎44-8631 子どもの支援オフィス ☎44-8612

ひとり親サポートセンター

- ひとり親サポートセンター飯塚ランチでは、ひとり親家庭に向けた生活相談(離婚前可)、養育費、住宅、就業支援などをおこなっています。相談会を毎月開催しています。ぜひ参加ください。
- 日時(毎月第3木曜日) 7月18日(木) 午後2時～午後4時 (予約のみ)



- 場所 系田町役場
- 申込み・問合せ 福岡県ひとり親サポートセンター飯塚ランチ ☎0948-21-0390

いっしょき焼鳥コン

- 婚活イベント第7弾として、いっしょきたで串から焼鳥を作るワークショップ形式の婚活イベントを開催します。
- 日時 8月25日(日) 午後1時～受付開始
- 場所 多目的施設 いとよきた
- 参加資格 30歳以上42歳以下の独身男女
- 募集人数 男性：5人 女性：5人
- 参加費 1,000円
- 申込締切 8月17日(土)
- 申込み 二次元バーコードの応募フォームより受付
- 問合せ 地域おこし協力隊(吉田) ☎23-2017



バリアフリーデイ2024

- 田川市市民プールを障がいのある人、およびその家族や関係者を対象に1日開放します。

ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ



- ひとり親などを対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談などをおこなっています。気軽に問合せください。
- 【医療事務講座(資格取得)】 期間 8月27日(火)～9月26日(木) ※この期間中、火・木曜日の合計10日間。
- 場所 午前9時30分～午後3時30分 直方総合庁舎
- 定員 8人 ※託児有
- 受講料 無料
- ※テキスト代の一部8000円は自己負担になります。
- 申込期限 8月9日(金)まで
- 【メンタルヘルスⅢ種(資格取得)】 期間 8月28日(水)～10月9日(水) ※この期間中、水曜日の合計7日間。
- 場所 午前9時30分～午後3時30分 宗像市役所
- 定員 10人 ※託児有
- 受講料 無料
- ※テキスト代の一部4000円は自己負担になります。
- 申込期限 8月9日(金)まで
- 申込み・問合せ ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ ☎0948-21-0390 (平日 午前9時～午後5時)

養育費・ひとり親110番

- ひとり親家庭の人や離婚を考えている人などを対象に、養育費などに関する弁護士による集中電話相談を実施します。離婚や面会交流、離婚後の生活費など、養育費以外の相談も受付けます。
- 内容によって、ひとり親サポートセンターによる弁護士相談クーポン(1時間無料相談券)の発行についても案内します。
- 日時 7月19日(金) 正午～午後3時 7月20日(土) 午前10時～午後1時
- 相談電話番号 ☎092-724-2644 ※当日開催時間のみ利用可能
- 問合せ ひとり親サポートセンター ☎092-584-3931



パノラマ田川(田川市)

- 【田川市主催】 第1回ドローンアタックPro! ドローンアタックProとはドローン(おもちゃのドローン100g未満)を操縦して、ターゲット(ボール)を体当たりで落とし、1対1で争うゲームです。



- 日時 7月7日(日)・9月1日(日) 午前10時～午後3時
- 場所 田川市市民プール
- 対象者 障害者手帳や障害者(児)福祉サービス受給者証を持つている人、または障害の診断を受けている人、およびその家族・関係者。
- 参加費 一人1,000円 (3歳以上)
- その他 雨天決行予定ですが、荒天でやむを得ず中止の場合があります。



- 車椅子で来場の方は、たがわこどもセンター「まいまい」の駐車場を利用ください。
- ※7月7日は市民プール第2駐車場が使用できません。
- 問合せ 田川地区障がい者基幹相談支援センター ☎23-0400

令和6年秋頃、フリーランス・事業者間取引適正化等法施行

- 近年、配送など多様な業務で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務をおこなう形態のため「組織」として事業をおこなう企業などの発注事

業者との間で交渉力などに格差が生じやすく「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」などのトラブルが増えています。フリーランスの人が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年秋頃の施行を予定しています。 詳細は厚生労働省ホームページを 確認ください。



令和6年度業務改善助成金

- 業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などをおこなった場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。詳細については厚生労働省のホームページを確認ください。
- ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roundokujun/zygonushi/shenjiyou/03.html
- 問合せ 業務改善助成コールセンター ☎0120-3661440 (平日 午前8時30分～午後5時15分)



- 入場料 無料 (整理券事前配布)
- 問合せ 公益社団法人 田川法人会 ☎45-8005

お子さんの聞こえに 対する相談受付ます

- 生まれてくる赤ちゃんの100人に1人から2人は、生まれつき耳が聞こえないことがあるといわれています。その場合早期の発見と、早くからコミュニケーションをとる練習をすることが、赤ちゃんの言葉の成長のためには大切です。
- 福岡県乳幼児聴覚支援センターでは、支援が必要なお子さんの療育開始までのフォロー

- 問合せ 福岡県福祉労働部 子育て支援課母子保健係 ☎092-643-3307
- 相談方法 電話・メール・面談 (来所相談は要予約)。
- 連絡先 ☎092-402-2673 FAX 092-415-3126 メール fmc.choukaku@fukuoka.med.or.jp



福岡県救急電話相談・医療機関案内

救急車?病院?迷ったら **#7119** 24時間受付 年中無休

救急車の利用や最寄りの医療機関についてアドバイスします。

#を押して7119または092-471-0099

STOP 不法投棄は犯罪です!

家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。

不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または税務町民課 環境衛生係に連絡ください。

◆田川警察署 生活安全課 ☎42-0110

◆税務町民課 環境衛生係 ☎26-1235



やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受付けています。

寄付・寄贈の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
☎ 26-4540 FAX26-3666

令和5年度 糸田町社会福祉協議会で使われた費用をお知らせします

支出総額
1億1,359万円

本町から委託を受けている福祉サービス費 6,778万円

内訳：児童館、学童クラブ、社会福祉センター、地域交流拠点推進事業費

財源：町からの委託料、事業収入、負担金収入



法人運営費 4,021万円

内訳：事務局人件費・運営費、福祉バス運行事業費、広報費

財源：町からの運営補助金など



県委託事務費 447万円

内訳：生活福祉資金事業、日常生活自立支援事業

財源：県社会福祉協議会からの委託料

本会独自事業費 29万円

内訳：地域課題事業への取り組み、ボランティア活動の推進、福祉団体活動支援

財源：皆さんの香典返しなど



共同募金配分金事業費 84万円

内訳：老人福祉活動、児童青少年活動、住民福祉活動、障がい児者福祉活動

財源：赤い羽根共同募金



児童館からののお知らせ

◆休館日 毎週月曜日 ◆開館時間 午前10時～午後6時

※午後0時30分～午後1時30分は昼休みのため閉館します。

◆イベント

7月20日(土) 午後1時30分～ ▶謎解きクイズ大会
児童館全体を使って謎解きゲームをするよ！

※小学生未満のお子さんは、保護者と一緒に来てください。



健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



夏本番！ー熱中症に気を付けましょうー

■問合せ 保健センター ☎ 49-9020(平日 午前8時30分～午後5時15分)



平均気温は年々上昇し、熱中症の発症リスクも高まっています。日差しが強い屋外だけでなく、高温多湿などの条件により昼夜・屋内外を問わず熱中症への注意が必要です。

予防法や応急処置を確認し、自分にできる熱中症対策を始めましょう！

※持病により水分や塩分制限のある人は、かかりつけ医に相談してください。

◆日頃からの体調管理

▶肉や魚、野菜を食べて、タンパク質やビタミン、ミネラルなどをバランスよくとる

▶睡眠や休養を十分

とり、規則正しい生活を送る

▶体調がすぐれない日は無理をしない



<熱中症予防のポイント>

◆暑さを避ける

▶外出時は帽子や日傘を使い、日陰でこまめに休息する

▶通気性のよい衣服を着用する

▶すだれや遮光カーテン、扇風機、エアコンなどを活用する(室温の目安は28℃)



◆こまめな水分補給

▶喉が渴いていなくても水分をとる

▶1日あたり1.2リットル(コップ6杯分)を目安にとる

▶大量に汗をかいたときは、塩分補給もおこなう

起床後や入浴前後にも水分補給を！



<応急処置を知っておこう！>

◆熱中症が疑われる場合

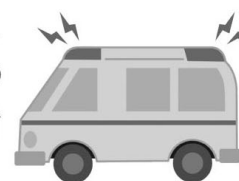
▶涼しい場所へ移動させ、衣服を緩め、安静に寝かせる

▶太い血管がある首まわり、脇の下、太ももの付け根などを冷ます

▶飲めるようであれば、水分をとらせる



意識がない、けいれん、まっすぐ歩けないなどの症状がある場合は、すぐに救急車を呼びましょう。



「熱中症警戒アラート」を知っていますか？

熱中症警戒アラートとは、環境省と気象庁が危険な暑さへの注意を呼びかける情報です。

「暑さ指数(WBGT)」に基づき発表されるため、情報を確認して行動することも大切です。

暑さ指数とは…

「気温」「湿度」「輻射熱(日差しの熱など)」から暑さの厳しさを示す指標

ふくしゃねつ



7月 保健センター行事予定

◆会場/保健センター

4か月児～5か月児健診

●対象児/令和6年1月1日～
3月3日生まれ

●日にち/7月3日(水)

●受付/午後0時45分～
午後1時20分

びよびよ教室(2か月児健康相談)

●対象児/
令和6年4月14日～
5月11日生まれ

●日にち/7月11日(木)

●受付/午前9時45分～
午前10時

すくすく教室(1歳児健康教室)

●対象児/
令和5年5月16日～
7月17日生まれ

●日にち/7月17日(水)

●受付/午前9時45分～
午前10時

1歳6か月児～1歳8か月児健診

●対象児/
令和4年10月24日～
令和5年1月22日生まれ

●日にち/7月24日(水)

●受付/午後0時45分～
午後1時20分

◆問合せ 子育て支援課 ☎26-1233

●問合せ 子育て支援課 ☎26-1233

健診および教室が変更になる場合があります。
駐車場などの混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こころの健康相談窓口日程

◆日時 7月19日(金)
午前9時～午後5時

※相談は予約制です。まずは保健センターに問合せください。

◆問合せ 保健センター ☎49-9020

◆問合せ 保健センター ☎49-9020

ご寄付ありがとうございます

香典返し

物故者

寄付者

◇社会福祉協議会

前田 實嗣 早川 美樹

北城戸利光 北城戸榮子

地域おこし協力隊コラム



糸田町の皆さんこんにちは！糸田町に来てから9か月が経ちました。おかげさまで糸田町の美しい桜やアジサイ、糸田祇園山笠など糸田町の豊かさを知る日々を送れています。そんな毎日の糸田町の発見をInstagram「糸田とっでい」でシェアすると、皆さんがチェックしてくださるのがまた嬉しいです。楽しみにして下さりありがとうございます^^

私はふるさと納税専門員として、糸田町の美味しい美しい返礼品がもっと引き立つためにどうすればいいの？仲介業者さんにふるさと納税ポータルサイトのリニューアルを提案したり、糸田町のふるさと納税寄附額アップのために新たな返礼品の開拓に取り組んだりしています。ふるさと納税のルールもますます厳しくなっていますが、皆さんと力を合わせて取り組みたら大変心強いです。

さて！話しは変わりますが、実は9月にフィットネスのAPFという大会に出場します。身体も鍛え上げて引き続き頑張ります。

地域おこし協力隊
吉田・松本・城・鈴木
☎23-2017
http://www.facebook.com/itodaokoshi/



子育て支援室7月のイベント

- ★親子ふれあい教室
◎7月4日(木)・11日(木)・25日(木)
午前10時～正午
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ★親子いきいき教室
◎7月12日(金) 午前10時～正午
◎7月26日(金) 午後1時～午後3時
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ★親子ぐんぐん教室
◎7月18日(木) 午前10時～正午
- ◎保健センター(多目的ホール)
- ★親子のびのび教室
◎7月23日(火)
◎午前10時30分～午前11時30分
- ◎保健センター(多目的ホール)
- ★マルチ予防型プログラム講座
◎7月8日(月) 午前10時～正午
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ★臨床心理士による子育て相談
◎7月19日(金) 午前10時～午後3時
- ◎子育て支援室(相談室)
- ◆問合せ
◎子育て支援室 ☎26-4600
◎月～金曜日 午前10時～午後3時 開室



シリーズ糸田町の文化財のは・な・し 第275話

小学校(3年・4年生)の総合的な学習に行ってきました

小学校で5月16日～17日におこなわれた、総合的な学習について紹介します。
3年生はお祭りについて、4年生はお米について調べていくということで、その年の豊作を祈る田植祭の学習をしました。それぞれ古い資料や写真などを見てもらいながら簡単な説明をして、その後は小学生自身がそれぞれ調べて疑問に思っていたところを一生懸命質問し、熱心にメモを取っていました。授業時間いっぱい質問が続き、これから1年間、いろいろな事を楽しく調べてもらえんと思います。

要望や感想などがありましたら、教育委員会 社会教育係(☎26-0038) 担当 岩熊まで。



△3年生の授業風景

人権・行政相談日

■日時 7月17日(水) 毎月第3水曜日
午前9時～正午

■場所 住民センター2階
第2・3研修室

■問合せ 人権推進課 ☎26-4024



- 相談は無料です。
- 難しい手続きはありません。
- 相談内容についての秘密は厳守します。
- 気軽に相談ください。

本町の事故件数 5月

▶交通事故 3件(+1)
※()内は先月比

▶問合せ 田川警察署 ☎42-0110 「みまもっち」



↑スマホで閲覧!

税の納期限

■固定資産税 第2期
■国民健康保険税 第1期

7月31日(水)です

年金だより

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除・猶予される場合があります(すべての人が対象になるわけではありません)。令和6年度分の受付は7月1日から始まりますので、忘れずに手続きをお願いします。

■免除の種類

免除の申請をすれば、本人・世帯主・配偶者それぞれの前年

所得が基準額以下である場合に限り、所得に応じて全額免除や一部免除が承認されます。50歳未満の人は、本人と配偶者の所得が基準額以下であれば、世帯主の所得が基準額以上でも納付猶予が承認されます。また、収入のない学生は、申請が承認されると学生特例として納付が猶予されます。

■免除・猶予された場合の年金受給額

全額免除や一部免除が承認された期間は、将来年金をもらうときに全額納付した場合と比べて減額されて計算されます。

また、納付猶予・学生特例は、受給資格に必要な期間には算入されますが、10年以内にさかのぼって追納しなければ、受け取る年金額には反映されません。なお、2年度を過ぎて追納すると当時の保険料に一定の加算額が加わります。

■問合せ

・直方年金事務所 ☎0949-22-0891

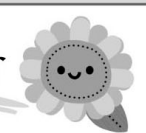
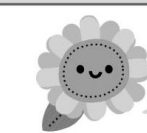
・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

・健康福祉課 国民年金係 ☎26-1241



ひまわりの種 Vol. 36

～人権の花運動～



「人権の花運動」とは、人権擁護委員の皆さんと児童が協力し合って花を育て、その成長を観察する事によって、子どもの情操を豊かにし「相手の立場を考えて行動する心、思いやりの心を育てる」ことや「生命の尊さ、感謝の気持ちを持てる」という人権尊重の意識を身につけてもらうことを目的としています。

福岡県の人権の花は「ひまわり」です。
小学校では3年に1度「エコ風船飛ばし」と題して、風船に児童一人ひとりが育てたひまわりの種とメッセージと添えて、青空へ風船を飛ばしています。今年の秋は大空へ風船を放ちます。

＜ひまわりが選ばれた理由＞

ひまわりは「あなただけみつめている」「あなたは素晴らしい」の花言葉で、人権のイメージに合うことや、子どもの心身の成長が太陽に向かって成長するひまわりと合致するからです。

※エコ風船とは：太陽光に当たると、主に、水・炭酸ガス・バイオマス(生物資源＝堆肥など)に生分解される素材でできた風船です。

◆問合せ 人権推進課 ☎26-4024

月曜句会 吉積漫歩選

カテゴリー 歓声の中 青空へ
大好きな子等が喜ぶ 豆御飯
立花 一枝

川沿いに 乱舞するなり
母の日や 美味しきお菓子
息子より
吉田 容子

豊都と心洗わる 新茶酌む
艶やかな 蚕豆届き 忙しき手
早川 たま

包丁の手捌きしかと 初鯉
水底に 雲のゆらぎや 花菖蒲
杉本 みどり

隣保館俳句教室

建部三由紀選

朝飯は ロールパン二個
久良知 麦の秋

母庭に 植える 薔薇の 赤き事
虹見つめ しばらく 休む 畑仕事
吉積 香代子

石楠花の 優しさ愛でて 空真青
恙なく 楽しき余生 風薫る
日高 孝

英彦新樹 神棲む山として 栄え
初孫を 肩車して 山車を見に
選者 吟



新品の 白靴光る グラウンド
豊福 長生

温泉地 湯の香まみれの 宿浴衣
長谷部 昭

会釈して 覚え無き人 薄暮くる
山下 直美

ボート漕ぐ まだ逢ひ見えての
初デート
山崎 一伸

力士らの 鬘付けの香や 風五月
選者 吟

HPVワクチンの接種を逃した人へ

平成9年4月2日～
平成20年4月1日生まれ的女性



HPVワクチン接種の助成による接種は
令和7年3月31日(月)で終了します

ウイルスの感染がきっかけで起こる“がん”もあります。その一つが子宮けいがんです。
HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因と考えられています。

HPV キャッチアップ接種

HPV ワクチンの接種を逃した人に接種の機会を提供しています。公費による接種は、令和7年3月31日までです。接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、接種を希望する人は、早めに接種を検討ください。



対象者

- ▶ 平成9年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた女性
- ▶ 過去に合計3回のHPVワクチンの接種を完了していない人



(過去の接種歴については、公費・自費による接種のどちらも含みます)

※過去に接種したワクチン情報については、母子健康手帳などで確認をお願いします。

予防接種実施医療機関

(詳細は広報5月号[No.767]、ホームページもしくは保健センターに問合せください。)

接種場所

実施期限

令和7年3月31日(月)まで



問合せ 保健センター ☎ 49-9020



第74回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

田川保護区 保護司会から のお知らせ

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。
“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的な孤独など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。その“生きづらさ”に寄り添い、人と人が互いに支え合うコミュニティを築くことが、安全で安心な明るい社会の実現につながっていきます。

福岡県内の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員などが減少傾向で推移する反面、大麻乱用少年の検挙補導人員や児童虐待による通告児童数は年々増加しており、少年問題は「非行」と「被害」の両面において、依然として憂慮すべき状況にあります。

域社会の理解と協力が不可欠です。
今回も、本運動の名称を“社会を明るくする運動”と犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラといたしました。





図書館へ行こう！

図書館(町民会館内)
☎ 26-0038

■開館時間 午前10時～午後7時
(日曜日・祝日は午後5時まで)

■5月利用状況 貸出人数 446人
貸出点数 1,515点

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

は図書館はお休みです

新着図書

<一般書>

- クスノキの女神 東野 圭吾／著
- 告白撃 住野 よる／著
- 卒母のためにやってみた50のこと 田中 千絵／絵・文
- やさしい梅しごと 福光 佳奈子／著
- 80歳からでも若返るすごい脳活おりがみ 伊達 博充／著

<児童書>

- 発見がいっぱい!科学の実験 秋山 幸也／監修
- もののけdiary 京極 夏彦／文、石黒 亜矢子／絵
- ねずみくんからのおくりもの なかえ よしを／作、上野 紀子／絵
- ぱびゅパケモン かしわら あきお／作
- こんやははなびたいかい きしだ えりこ／さく、あべ はるえ／え



今月のお薦め本

- 虚無レシビ リュウジ／著
- サンクチュアリ／出版

材料・心・財布が虚無でも作れる“虚無レシビ”を紹介!食材や工程をギリギリまで削ぎ落としたレシピ本です(^^)



新着DVD/CD

<DVD>

- 夏、至るころ 倉 悠貴 ほか／出演
- ニトラム ケイレブ・ランドリー・ジョーンズ ほか／出演
- トムとジェリー・花火はすごいぞ FINE DISC CORPORATION／販売

<CD>

- ひみつスタジオ スピッツ／演奏
- SOS SZA／歌
- ポケモンTVアニメ主題歌 BEST of BEST of BEST 1997-2023[1] 松本 梨香 ほか／演奏

7月のもよおしもの

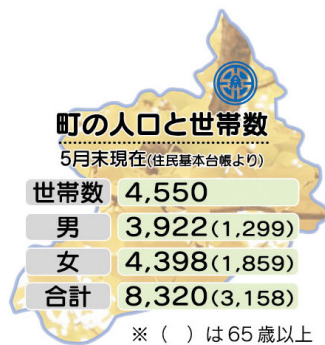
●おはなしの湧泉 読み聞かせ 7月20日(土)・27日(土) 午前10時30分～午前11時
読み聞かせボランティアおはなしの湧泉による絵本の読み聞かせや紙芝居をおこないます。

●親子の絵本たいむ 7月10日(水)・24日(水) 午前10時30分～午前11時
図書館職員による読み聞かせや子育て支援室職員によるふれあい遊びが楽しめます。24日は工作たいむもあります。今月は「手まわしせんぱうき」を作りますよ(*^^*)
あかちゃん泣いても大丈夫です!お気軽にお越しください。

※読み聞かせや絵本たいむは、館内の利用制限を実施している時は中止になります。

読書ボランティア募集中!!

「おはなしの湧泉」では、ボランティア会員を募集しています。絵本が好きなら大歓迎☆
私たちと一緒に絵本を読んでみませんか?
◆連絡先 図書館 ☎26-0038(代)



VOICE

先日の中学校体育会に取材に行った際に、私が小中学生だった頃をふと思い出しました。その頃の体育会は朝から夕方であり、途中で昼休憩もあり、自分のテントや友達のテントで昼ご飯を食べるのが当たり前で、さらにPTAや保護者同士で対決する種目もありました。生徒たちの写真を撮りながら、時の流れを感じた今日この頃でした。

さあ!今月のバイク話は「夏の暑さ!バイクに勝つて天敵です。」
まず1つ目「外気温」よく風を浴びながら走っているのに涼しく感じるのは朝からバイクが冷たい風は熱風です。2つ目「エンジン熱」バイクは車と違い、刻々出しているエンジンが体のすぐ下にある、そこから上がってくる熱もバイクを苦しめます。3つ目「服」バイクに乗っている以上転倒時のリスクは避けられません。半袖・短パンでの走行はかなりの危険です。転倒時の怪我を少しでも減らすために、プロテクターや長袖を着用しますが、どんなにメッシュの生地だとしても長袖には変わりません。涼しくエアコンをつけて走行できる車の方が圧倒的に快適なのです(笑)。しかし、私は夏でもバイクに乗りたいたいと思っています。そのくらいバイクには魅力があるのです!

(K)

8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は7月31日(水)までです。

新しい被保険者証(水色)の有効期限は令和6年8月1日(木)～令和7年7月31日(木)です

7月下旬に郵送します。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、健康福祉課に問合せください。

保険料の滞納がある場合、通常より期限の短い被保険者証を発行することがあります。

※令和6年12月2日(月)より被保険者証は廃止となります(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も同様)が、今回送付する被保険者証は記載の有効期限まで使用できます(転居などで被保険者証の内容に変更があった場合を除く)。有効期限以降はマイナ保険証を使用するか、マイナ保険証を持っていない場合は、健康福祉課から送付する資格確認書を使用いただくことになります。



限度額適用認定証など(※)が8月に更新となります

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和6年7月31日(水)です。

すでに認定証を持っていて、令和6年度も発行できる条件の人(※)には、8月1日(木)からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。認定証を医療機関窓口で提示すると、入院または外来診療を受ける際の医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額(限度額適用・標準負担額減額認定証のみ)されます。

新たに認定証の交付を希望する場合は、健康福祉課で申請が必要です。

(※)▶限度額適用認定証……
負担割合が3割で所得が一定額未満の人
▶限度額適用・標準負担額減額認定証……
世帯全員が住民税非課税の人

●申請に必要なもの
被保険者証・通知カードまたはマイナンバーカード・その他

※非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

●問合せ ▶健康福祉課 ☎26-1241
▶福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

本町公式LINE

本町の最新情報などを発信しています。
友だち追加は二次元バーコードから!

●問合せ 地域振興課 ☎26-4025



第1回系田町住民講座

「認知症になっても、最期まで自身らしく生活したい」「今後、自分のことをどうしたらいいだろうか?」などの不安はありませんか?

安心できる老後のため、第1回系田町住民講座を開催します。この機会に楽しく学んでみませんか? たくさんの参加をお待ちしています!

●日時 9月2日(月) 午後1時30分～午後3時
(受付 午後1時～)

●場所 保健センター 多目的ホール

●講演 任意後見制度とは?
～任意後見契約を活用しよう!～

●講師 田川公証役場 公証人 所田 雅一さん

●申込期間 8月1日(木)～28日(水)
午後5時まで

●定員 60人 ※介護予防ポイント対象講座

●申込み・問合せ 系田町地域包括支援センター ☎26-9090



道の駅いとだ おじゅごんち通信

お宝発見!?フリーマーケット

骨董品、生活雑貨、衣料品、おもちゃ、ハンドメイド雑貨など販売します。あなたの欲しかった物!探していた物!見つかるかも!?

●日時 7月21日(日) 午前10時～午後4時

●場所 道の駅いとだ催事場

親子竹細工体験会

●日時 7月28日(日) 午前10時～

●対象 小・中学生 (7組程度)
※要申込み

●参加費用 無料(手袋・軍手を持参ください)

明治安田生命による健康測定会

●血管年齢測定

●ベジチェック(推定野菜摂取量をチェック)

参加いただいた人には粗品進呈

●日時 7月28日(日) 午前10時～

●場所 道の駅いとだ

●申込み・問合せ 道の駅いとだ ☎26-2115



ボタン広報誌 KBC1ch+ボタンを押してテレビでチェック!

気になる「系田町」の情報や、災害情報など、大切な町の情報がリアルタイムで更新!

そのほか、暮らしに役立つ情報も随時発信!

●問合せ 地域振興課 ☎26-4025





糸田町プレミアム 地域商品券



有効期間 8月1日(木)～令和7年1月31日(金) まで

A 通常券

B いとだпей

A B それぞれ一人限度額 5 万円まで
16 歳以上の人が購入できます!

販売金額 **1 万円** (利用額 **1 万 2,000 円**) プレミアム率 **20%**

A 通常券



- ◆ 1 冊 500 円券 × 24 枚 (1 万 2,000 円分)
- ◆ 予定冊数 4,000 冊
- ◆ 申込方法 事前申込みによる予約販売
申込はがきを郵送 (7 月 22 日 (月) 必着)。
※申込み多数の場合は抽選になります。
※引き換え券や抽選の当落選のお知らせは、申込締切後、
はがきにてお知らせいたします。
- ◆ 引換販売期間 ※ 8 月 4 日 (日) を除く
8 月 1 日 (木) ～ 3 日 (土)、5 日 (月) ～ 7 日 (水)
午前 9 時 ～ 午後 5 時
- ◆ 引換場所 糸田町商工会
※事前申込みによる引換販売は同居親族による代理購入が
可能です。【本人確認および代理人確認のため、運転免許
証や健康保険証などの本人および代理人の確認が出来る
書類、住所が同一であると確認できる書類を持参ください】

B いとだпей

(キャッシュレス商品券)

- ◆ 1 口 1 万円 (1 万 2,000 円分)
- ◆ 販売総額 1,000 万円分
- ◆ 申込方法
スマートフォンの
アプリから事前申込
み (7 月 25 日 (木) まで)。
※申込み多数の場合は抽選となります。
- ◆ 支払方法
コンビニエンス
ストアで支払い
- ◆ 支払期間
8 月 1 日 (木) ～ 10 日 (土)



公共料金、各種金券、切手、タバコ、医療サービス、事業用の経費の支払いなどには使用できません。

問合せ 糸田町商工会 ☎ 26 - 0041 (午前 8 時 30 分～午後 5 時)

糸田アリーナスケートボードパーク

利用料 無料



事故やケガは自己責任となりますので、
注意事項などのルールとマナーを守り安全
対策を講じた上で楽しく利用してください!

- 場 所 糸田アリーナ
- 利用時間 糸田アリーナ開館日
午前 9 時～午後 6 時
- 問 合 せ 地域振興課 ☎ 26 - 4025